

2019年度第1回福岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成31年4月10日(水) 開会 午後 2時00分
閉会 午後 4時05分

(2) 場所 鮮魚市場会館 第1会議室

2 出席委員及び欠席委員氏名・人数

(1) 出席委員

堀内 徳之	笠 信一	中村 光明	久保田 喜一	大内 弘明
濱地 稔	蓑原 一也	柴田 清孝	笠 康雄	小賦 眞須美
城田 知子	北本 一孝	富永 豊	淀川 正之	明永 卯太郎
高木 智代	井手 鐵男			

以上 17名

(2) 欠席委員

清水 源義 以上 1名

3 総会に附した議題及び審議の内容

別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

(1) 動議の内容

なし

(2) 提案者

なし

5 議事録署名人に指名された委員の氏名

淀川 正之 明永 卯太郎

6 書記氏名

惠村 猛夫 古島 美保

7 総会に出席した関係人の氏名

なし

8 農地利用最適化推進委員出席者

宮本 義和	小林 信也	秦 英紀	池見 光政	進藤 弥須夫
曾根崎 満之	新飼 敬	大神 達雄	讃井 圭一	板倉 清人
樋口 重孝	馬場 雄治	真子 義行	平川 和孝	青柳 善満
牛尾 憲一	柴田 清治	明石 幸	薦田 圭助	池 秀昭
久保 篤美	宗 和義	笠 文彦	富田 一夫	山方 秀雄

9 事務局出席者

藤尾 浩	清松 健二	宮原 信彦	行 真樹	平山 浩喜
樗木 五郎	鶴賀 雅代			

議 長	<p>ただいまより、2019年度第1回福岡市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>農業委員定数19名中17名が出席されており、定足数の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>本日の議事は審議事項の議案が12件、報告事項が4件、協議事項が1件となっております。</p> <p>議事運営につきまして、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の総会の議事録署名人について、「淀川 正之委員」と「明永 卯太郎委員」を指名します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p style="text-align: center;">案件1 農地に関する事項 議題第1号 「農地法第3条の規定による許可申請」について</p>
議 長	<p>審議事項の議題第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係長	<p>(議案第1号～第3号について、資料により説明)</p>
西部出張所長	<p>(議案第4号～第5号について、資料により説明)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」に係る議案第1号から議案第5号について、議案の番号順に現地調査をされた推進委員に意見をお伺ひします。</p> <p>議案第1号について、一つ目の担当区域の推進委員お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>3月27日に譲受人と一緒に現地を見てきました。</p> <p>境界立ち会いも既に済んでいるということで、農地に重機を入れて整備されておりましたが、地元との説明、隣地との境界もきれいにされておりましたので問題もないと思います。</p>
議 長	<p>二つ目の担当区域の推進委員お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>ご主人が死亡されて何年か経っておられますが、農地が今まで何も作っていないなかったので農地所有適格法人に引き継がれ、いい方向に行くものと思われれます。</p>

議 長	議案第2号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推 進 委 員	4月1日に現地調査をいたしました。親子間の使用貸借です。 譲受人は30代で就農され、3年経ったとのこと。野菜等を中心に耕作されております。また地区の水利作業につきましても、積極的に参加するということを確認しております。
議 長	議案第3号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推 進 委 員	この土地は、事務局の説明にありましたように、昨年度に一度、持ち分6分の1の所有権が移転され、今回が2回目の許可申請になっております。現地は昨年の調査と同様、約3,000平方メートル弱の農地でブドウ栽培が行われています。譲受人の息子さんも仕事の傍ら、両親中心の農作業を手伝っておられ、今後ブドウ栽培を続けていくとのこと。 3条申請の調査項目に問題はないと考えます。
議 長	議案第4号及び第5号について、担当区域の推進委員をお願いします
推 進 委 員	3月29日に現地調査をしました。先ほどの事務局の説明のとおり、この場所は、元々譲受人がずっと自分の土地として耕作していた農地です。今回、それを整理するために、贈与という形で提出されたということで問題ないと思います。 それから、5号議案は譲受人と譲渡人は知り合いで、譲渡先を探していたところ譲受人が応じたものです。譲受人は、その地域にも土地を持っているので都合がよく、今後ブドウを皆さんと同じように作っていくと説明されておりました。 いずれにしても、支障ないと報告いたします。
議 長	事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請について、ご質問ご意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議 長	ご質問やご意見がないようですので、議案第1号から第5号までを一括して採決を行います。 議案第1号から第5号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議	長	<p>全員賛成ですので、議案第1号から第5号は原案どおり可決しました。</p> <p style="text-align: center;">議題第2号</p> <p style="text-align: center;">「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について</p>
議	長	<p>次に、議題第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
西部出張所長		<p>(議案第6号について、資料により説明)</p>
議	長	<p>ただ今、事務局より説明がありました議案第6号について、現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。</p> <p>議案第6号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推進委員		<p>事務局説明のとおり、隣地にはすでに駐車場がありますが、そこに接したかたちの駐車場かと思われます。他の田んぼとそこは水が流れていませんので、反対側に隣接する田んぼの水利関係については、地元を確認しても問題ないと聞いております。</p>
議	長	<p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請についてご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議	長	<p>それでは、議案第6号について採決を行います。</p> <p>議案第6号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員賛成ですので、議案第6号は原案どおりで可決しました。</p> <p style="text-align: center;">議題第3号</p> <p style="text-align: center;">「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について</p>
議	長	<p>次に、議題第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係長		<p>(議案第7号～第8号について、資料により説明)</p>

西部出張所長	(議案第9号～第10号について、資料により説明)
議長	<p>ただ今、事務局より説明がありました議案第7号から第10号について、議案の番号順に現地調査をされた推進委員の方に意見をお伺いします。</p> <p>議案第7号及び第8号について担当区域の推進委員お願いします。</p>
推進委員	<p>4月1日に現地を調査しました。申請地は、福岡市の特定流通業務施設の指定区域内になります。また4月5日に隣接区域の推進委員と事前審査会に出席し、雨水等の処理、建物の説明を受けました。水利につきましては、敷地内に調整池を3か所ほど作り、流量を調整して水路に排水するということを確認しております。地元の土木水利委員への水利関係承諾書の提出も確認しました。</p> <p>また、北側に農地が若干ございまして、そこでの水利、日照関係など問題ないと確認しました。</p> <p>続きまして、議案第8号を説明します。こちらも、4月1日に現地調査しました。転用目的は駐車場です。雨水等は調整して排水します。地区の土木水利委員の水利関係に対する承諾書の提出も確認しております。また、敷地内でのトラックの洗車等は行わないということを確認しています。以上です。</p>
議長	議案第9号について、担当区域の推進委員お願いします。
推進委員	事務局の説明どおりですけれども、住宅に隣接する農地で、住宅可能な農地です。周りの畑・水田に対して影響はないので問題はありません。
議長	議案第10号について、担当区域の推進委員お願いします。
推進委員	<p>5条申請の10号議案ですが、これは農地区分が第1種農地になっているのは事務局の説明のとおりです。</p> <p>既存の住宅の横に304平方メートルの農地があつて、そこに一戸建てを建築したいということです。因みに説明にもありましたように、この区域は都市計画法の第29条開発許可の該当地区で問題はないと思われま</p>
議長	<p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請についてご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議	長	<p>ご質問やご意見がないようですので、議案第7号から第10号について一括して採決を行います。</p> <p>議案第7号から第10号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員賛成ですので、議案第7号から第10号は原案どおりで可決しました。</p> <p>次に、報告事項の報告第1号から第3号につきましては、書面による報告とし説明は省略いたしますが、何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p style="text-align: center;">報告第4号 「権限移譲に伴う農地転用事務の開始日」について</p>
議	長	<p>次に、報告第4号の「権限移譲に伴う農地転用事務の開始日」について、事務局より説明をお願いします。</p>
総務係	長	<p>(資料により説明)</p>
議	長	<p>ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問は、ありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p style="text-align: center;">案件2 農政に係る事項 議題第4号 「農地検討部会委員の一部改選」について</p>
議	長	<p>それでは、案件2「農政に係る事項」に移ります。</p> <p>議題第11号の「農地利用検討部会委員の一部改選」について、事務局より説明をお願いします。</p>
総務係	長	<p>(資料について説明)</p>
議	長	<p>ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問は、ありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>

議	長	<p>それでは、議案第11号について、採決を行います。</p> <p>議案第11号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員賛成ですので、議案第11号は原案どおりで可決しました。</p> <p>なお、議案第11号に関して事務局から説明があったとおり、総会後の地区協議会におきまして、地区協議会ごとに農業委員1名、推進委員2名を検討部会の委員として選任していただくこととなりますので、よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: center;">議題第5号</p> <p style="text-align: center;">「2019年度における農地利用検討部会での検討事項」について</p>
議	長	<p>次に、議案第12号の「2019年度における農地利用検討部会での検討事項」について、事務局より説明をお願いします。</p>
総務係	長	<p>(資料により説明)</p>
議	長	<p>ただいまの事務局からの説明についてご意見・ご質問は、ありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議	長	<p>それでは、議案第12号について、採決を行います。</p> <p>議案第12号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成多数)</p>
議	長	<p>賛成多数ですので、議案第12号は原案どおりで可決しました。</p> <p style="text-align: center;">協議第1号</p> <p style="text-align: center;">「農業委員の欠員補充」について</p>
議	長	<p>次に、協議第1号の「農業委員の欠員補充」について、事務局より説明をお願いします。</p>
総務係	長	<p>(資料により説明)</p>

事務局 長	<p>補足で説明します。ただいま説明にありましたとおり、農業委員については地域性がないということですが、先週、当該委員の推薦団体に伺い、本日の総会で委員の補充について協議する旨ご説明しました。また、本日協議いただいた結果についても、推薦団体に説明する次第です。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問は、ありませんか。</p>
農 業 委 員	<p>地域性を考慮しないと言われてはいますが、亡くなられた委員の推薦団体から補充するというのはできないものかなと思います。</p> <p>今後のスムーズな流れからしても、当該委員は推薦団体の理事でもあったので、そこから出していただくのが個人的にはいいと思います。</p>
事務局 長	<p>農業委員の選出については、市全体に推薦依頼をすることになりますので、当該推薦団体からということは、法律の趣旨からして厳しいと思っています。</p>
農 業 委 員	<p>農業委員には補充の規定がなく、推進委員にはあるという、法律の意図がわからないんですが。</p>
事務局 長	<p>推進委員については、法律に「農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求める」とあります。それに基づいて、福岡市においては、21区域に27人の推進委員を置いているということになります。</p> <p>農業委員に関しては、全市的な観点からということとなっていて、推進委員は地域性を考えた形です。</p>
副 会 長	<p>農業委員は、地域性がないので政令で定めている19名を、福岡市は任命しています。ところが、推進委員は地域から何名と決められており、それを選出しないとイケない。そのため、推進委員だけ規程があると認識しています。</p>
農 業 委 員	<p>やはり、全市からというより当該推薦団体から出すほうがいいと思います。また推進委員の仕事を農業委員も手伝わないと、推進委員は大変なので補充したほうがいい。</p>
議 長	<p>農業委員については、どうしても全市的に推薦を依頼することになる。欠員が生じたのが当該推薦団体ということにはならず、そこだけに推薦依頼をすることはできないと認識しているがよろしいですか。</p>

事務局 長	そのとおりです。
推 進 委 員	事務局の説明は、欠員補充に消極的のような気がする。
農地調整係 長	<p>農業委員を補充しなくていいということではありません。まず、欠員補充については福岡市が行います。福岡市から、欠員補充するかどうか検討してほしいということで、今回協議させていただいています。</p> <p>農業委員を補充するということは、地域性を考慮しないということで、どうしてもシステムとして、全市内の農業団体等に推薦をかけないといけないということで、当該推薦団体から選ばれるとは限らないということをお伝えしたかったということです。</p>
事務局 長	<p>いま説明しましたとおり、ただ、こういうことも状況として、あり得るということをお伝えしたかったということです。</p> <p>先ほど、当該推薦団体から選出するのがいいというご意見をいただきましたが、1名であっても全市的にしなくてはいけないという状況をご理解いただいた上で、ご判断いただきたいと思います。</p>
推 進 委 員	農業委員会で推薦をするということは、できないのでしょうか。
総務係 長	農業委員会法で、決まっております、福岡市だけが特別なやり方をするということはありません。
推 進 委 員	農協等農業団体に推薦依頼をするとして書いてあるが、一般の個人でもできるのか。
事務局 長	農業委員会等に関する法律の第9条に、「市町村長は委員を任命しようとするときには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない」という規定があります。この規定に基づいて、広く農業者が組織する団体含めて推薦依頼等を行うことになると思います。
農 業 委 員	<p>農業委員会で決めていても、それ以外の人が出てくる可能性がある。</p> <p>また、我々選ばれた立場である農業委員が、枠を決めてしまう方がいいのかどうかという問題もある。</p> <p>だから、我々が決めるとすれば、その何カ月の間、補充しなければいけないのかということ。絶対補充すると決めれば、その後のことを考える必要が</p>

議 長	<p>ある。</p> <p>基本的には、欠員が出ているため、補充すべきだと思うが、当該推薦団体から決まるとは限らず、みなさんが思っているとおりにはならないかもしれない。</p> <p>また、8カ月という期間しかなく、ましてや、次の改選の手続きにも入ってくるといったいろいろな要素がある。</p> <p>農業委員会は、推進委員の報告を聞いて、農業委員で採決しており、最終的に過半数の同意があれば支障はないと思っている。本当は欠員が生じているので、当該推薦団体から補充したいと思うが、思うとおりにはいかず、期間も短い、次期改選手続きもあるということで、結果的には難しいと思う。</p>
農 業 委 員	<p>おっしゃるとおりだと思う。心情的には当該推薦団体から補充したほうがいいが、当該推薦団体以外から優秀な人が出てきたときにどっちを選ぶかという問題がある。我々に決定権はない。そういう問題を考えると、心情的に当該推薦団体から出したいが、それが担保できないなら少々我慢するしかないと思う。</p>
副 会 長	<p>スケジュール面を考えると、現状のまま、1名欠員の状況でやっていくしかないと思う。18名でもやっていると私は思います。</p>
農 業 委 員	<p>確かに、18名でいいと言われればそうかもしれないが、19名でスタートして、18名でいいとなったら、次の改選では18名でいいのではないかとされる可能性がある。</p> <p>また、今後もし同じように欠員が出たときに、その方の推薦団体から補充するというのがスムーズな流れだと思う。期間も1年ほどしかなく、公募していたら時間がかかるということがあるので、欠員が出たらすぐ補充して、個人的には、推薦団体を優先して出していただくというのがスムーズではないか。</p>
副 会 長	<p>私も決して18名でいいと言っているわけではなく、今後のスケジュールを考えると現状でやむを得ないと考えているということです。</p>
議 長	<p>任期が3年なので、早い段階なら補充すると思うんですが、半分折り返して、次期改選も考えないといけない状況で、我々が望むような欠員補充にはならないだろうと思うと、欠員の状況のままやむを得ないと思う。</p>
農 業 委 員	<p>心情的には当該推薦団体からと思うが、予測がつかない。</p>

農 業 委 員	事務局が説明した流れで進めてもらうのがいいと思う。
農 業 委 員	当該推薦団体にも、今後の流れと今回出た様々な意見をきちんと伝えてもらって、きちんと説明してほしい。
事 務 局 長	本日いろんなご意見をいただきましたので、その内容についても当該推薦団体には、お話をさせていただきます。みなさんとしては、推薦団体から出してほしいという意見が強く、ただ制度上は、その形にならない可能性があり、みなさんからたくさんの意見をいただいたということをお伝えします。
議 長	<p>本日たくさんの意見を出してもらいましたが、総括として私から提案させていただきます。</p> <p>協議第1号については、事務局から説明があったとおり、次期の農業委員と欠員補充の手続きの時期が近接していること、当該推薦団体から選考されるには限らないこと、欠員補充者の任期が約8か月と短期であることなどを考慮すると、福岡市農業委員会としては、農業委員の欠員補充を福岡市に求めないということで、採決を行ってよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、協議第1号について採決を行います。</p> <p>協議第1号に関して、農業委員の欠員補充を福岡市に求めないことについて賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数ですので、協議第1号は、農業委員の欠員補充を福岡市に求めないことで可決しました。</p> <p>その他、ご意見・ご質問等がないようであれば、これで本日予定しておりました議事は全て終了しました。円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>それでは、これで、2019年度第1回福岡市農業委員会総会を閉会します。なお、次回の総会は、5月16日木曜日、福岡市役所15階講堂での開催を予定しております。</p>